戸籍謄抄本等交付申請書

(あて先) 南魚沼市長 月 令和 H 窓口に来た人(申請人) 偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に ※ 本人確認書類の提示をお願いします。 処せられます。 (戸籍法第133条) 住 所 南魚沼市 番地 大正·昭和·平成·令和·西暦 印 名 氏 年 日生 月 (自署又は記名・押印) 電話番号 ※日中でもつながる番号 どなたの証明書が必要ですか □ 上記住所と同じ 本 籍 南魚沼市 番地 筆頭者氏名 明治·大正·昭和·平成·令和·西暦 (戸籍の最初に記載されている人) 月 日生 ※亡くなっても変わりません □ 窓口に来た人と同じ □ 筆頭者と同じ 明治·大正·昭和·平成·令和·西暦 氏 (証明書が必要な人) 年 月 日牛 □本人 □夫 □妻 □子 □父 □母 口祖父母 口孫 必要な人 との関係 □本人等から委任されている代理人 ※委任状の添付が必要 ※上記の人からみてどんな関係か ※疎明資料などが必要になる場合あり。ご相談ください □その他(どのような証明が必要ですか 戸籍の附票(住所の履歴) 全部事項証明(謄本) 诵 全部(謄本) 通 戸籍 ※本籍と筆頭者の記載口 個人事項証明(抄本) 诵 一部(抄本) 通 ※在外選挙登録地の記載□ 身分証明 記載事項証明 全部事項証明(謄本) 通 诵 通 ※本人以外は委任状必要)届 除籍 受理証明 独身証明 個人事項証明(抄本) 诵 通 通)届 ※本人以外は委任状必要 届書等情報内容証明書 除・原戸籍謄本 戸籍 涌 通 通 電子証明書提供用)届 識別符号等通知書 除 · 原 戸 籍 抄 本 涌 除籍 涌 その他(通 使い道・提出先 ※ 該当するものに

図をつけ、必要事項をご記入ください。 □ 年金用 □ パスポート用 □ 相続の手続き用 (氏名:)が死亡したことによる手続きで、 続柄: □死亡の記載がある戸籍のみ(通)必要 □死亡した人の出生から死亡までの戸籍が(セット)必要 □死亡した人の()から()までの戸籍が(セット)必要 \Box ()ح()の関係が確認できる戸籍が(通)必要 □ その他 ※市役所記入欄 免許 ①1点 マイナ 住基 在留 特永 パス 手帳 他(本人 学生 社員 ②2点 保険証 介護 年手 年証 後期 受給 診察 他(確認 聴聞 () その他 戸全 合計 種類 戸個 除全 除原 附票 要理 諸証 住 丰 射

※単価:諸証(廃棄済・独身)300、電子符号戸籍400、電子符号除籍700、戸籍記載事項350、届書情報内容350

350

300

300

会

漒

釣銭

レジ

印鑑

税

儿計

数料

単価

通数

儿計

450

450

750

750

300